

〔N o. 25〕 次の記述のうち、消防法上、誤っているものはどれか。ただし、建築物は、いずれも無窓階を有しないものとし、指定可燃物の貯蔵又は取扱いは行わないものとする。

1. 延べ面積2,500m²、地上3階建ての倉庫に設ける屋内消火栓は、当該倉庫の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が25m以下となるように設けなければならない。

(屋内消火栓) 倉庫(別表1(14)) 令11条3項一号イ ホース接続口まで25m以下 1項二号により700m²(2項により緩和があれば最大2,100m²)以上は屋内消火栓設置

2. 延べ面積150m²、地上2階建ての飲食店については、消火器又は簡易消火用具を設置しなくてもよい。

(消火器) 飲食店(別表1(3)ロ) 令10条1項二号ロ 150m²以上は消火器又は簡易消火用具を設けなければならない

3. 物品販売業を営む店舗と共同住宅とが開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

(別の防火対象物) 物販(別表1(4)) 共同住宅(別表1(5)ロ) 令8条一号 それぞれ別の防火対象物とみなす

4. 地上5階建ての大学には、避難口誘導灯を設けなくてもよい。

(避難口誘導灯) 大学(別表1(7)) 令26条1項一号 地階、無窓階及び11階以上の階には設置